

建設工事等に係る入札結果等の公表要領

(平成10年3月2日施行)

[沿革] 平成10年4月1日、平成13年4月1日、平成15年4月1日、平成16年1月5日、平成18年4月1日、平成19年4月1日、平成20年3月31日、平成27年3月1日、平成30年2月19日、令和3年2月15日改正

(趣旨)

第1条 この要領は、県が発注する建設工事の請負契約（建設工事に係る設計・調査・測量の委託契約及び土木施設維持管理業務委託契約を含む。以下「建設工事等」という。）に係る入札（随意契約に係る見積もりを含む。以下同じ。）に関する情報及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律、同法施行令及び公共工事の品質確保の促進に関する法律に規定する公共工事に係る発注の見通し並びに入札・契約に関する情報（以下「入札契約情報等」という。）を公表するために必要な事項を定めるものとする。

(公表主体)

第2条 入札契約情報等の公表主体は、建設工事等を発注する機関の長とする。

(入札執行前の公表内容)

第3条 入札執行前の公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 開札（予定）年月日
- (2) 案件名称
- (3) 案件場所
- (4) 設計金額（工事等に係る設計金額の公表時期に係る基準による。）

(入札執行後の公表内容)

第4条 入札執行後の公表内容については、次のとおりとする。

- (1) 予定価格
- (2) 設計金額（工事等に係る設計金額の公表時期に係る基準による。）
- (3) 調査基準価格、失格基準価格又は最低制限価格
- (4) 入札参加者名（指名競争入札にあつては「指名業者」、随意契約にあつては「見積もり依頼者」。以下同じ。）
- (5) 入札経過（全ての入札参加者名及び入札金額。但し、無効となった入札の入札金額を除く。）
- (6) 入札結果（落札者名及び落札金額）
- (7) 総合評価方式の技術評価点及び評価値（但し、予定価格超過や低入札価格調査等で入札が失格又は無効となったものについては、埼玉県総合評価方式実施マニュアルに規定する公表方法とする。）
- (8) 随意契約の理由（地方自治法施行令第167条の2第1項の該当号）

(公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令の規定による公表内容)

第5条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令（以下「施行令」という。）の規定に基づき公表する内容については、予定価格が250万円を超える建設工事に係る次に掲げるものとする。

- (1) 施行令第5条第1項各号に規定する発注の見通しに関する事項
 - (2) 施行令第7条第2項第1号から第8号に規定する入札及び契約の過程に関する事項
 - (3) 施行令第7条第2項第9号に規定する契約の内容に関する事項
 - (4) 施行令第7条第3項に規定する契約金額の変更を伴う契約内容の変更に関する事項
- (公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定による公表内容)

第5条の2 公共工事の品質確保の促進に関する法律の規定に基づき公表する内容については、予定価格が100万円を超える測量、地質調査その他の調査（点検及び診断を含む）及び設計に係る次に掲げるものとする。

(1) 施行令第5条第1項各号に規定する発注の見通しに関する事項
(公表時期)

第6条 入札契約情報等の公表時期は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条に規定する事項については、公告、指名通知又は見積もり依頼時に公表するものとする。
- (2) 第4条、第5条(2)に規定する事項については、落札者を決定後に公表するものとする。但し、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例(以下「議決条例」という。)の対象となる建設工事等については、議会の議決後に公表するものとする。
- (3) 第5条(1)及び第5条の2(1)に規定する事項については、原則として四半期ごとに公表するとともに、公表した事項に変更が生じた場合は、変更後の事項を随時、公表するものとする。
- (4) 第5条(3)に規定する事項については、契約締結後、公表するものとする。
- (5) 第5条(4)に規定する事項については、変更契約の契約締結後、公表するものとする。但し、議決条例の対象となる建設工事等については、議会の議決後、公表するものとする。

(公表期日)

第7条 入札契約情報等の公表期日は、第6条に規定する落札決定日、議決日、契約締結日又は変更契約締結日の翌日から起算して原則として3日(土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。)以内とする。但し、第5条(1)及び第5条の2(1)に規定する事項を除く。

(2) 第5条(1)及び第5条の2(1)に規定する事項の公表期日は、次のとおりとする。

- イ 当該年度当初予算、前年度明許繰越しに係るものは、予算成立の日から当該年4月第3月曜日までとする。
- ロ 補正予算に係るものは、当該補正予算成立の日から7日(土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。)以内とする。
- ハ 財源に国等からの補助金等を活用するもので、県予算の成立時において交付決定等が未了の場合は、交付決定等の日から7日(土曜日、日曜日、休日及び年末年始を除く。)以内とする。

(公表方法)

第8条 入札契約情報等の公表は、原則として埼玉県電子入札共同システム(以下「システム」という。)により行うものとする。

(1) 第5条(3)に規定する事項及び第5条(4)に規定する事項は様式1を用いて、別紙1の手順によりシステムにて行うものとする。

(入札不調又は不落時の取扱い)

第9条 入札が不調又は不落に終わった場合の入札契約情報等は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところにより公表するものとする。

- (1) 再入札に付する場合 再入札により落札者を決定後、公表するものとする。
- (2) 随意契約に移行する場合 落札者を決定後、公表するものとする。この場合最終の見積結果も併せて公表するものとする。
- (3) 再入札に付さない場合 入札の不調又は不落が確定した後、第4条に規定する事項について公表するものとする。

(入札の不調又は不落以外の理由で入札取止め等をした時の取扱い)

第10条 入札の不調又は不落以外の理由で入札を取止め又は中止した場合(落札者決定後に落札者決定を取り消した場合を含む。)は、第4条に規定する入札執行後の公表内容、第5条(2)に規定する事項の公表は行わない。但し、入札の取止め等の理由は公表するものとする。

(公表期間)

第11条 入札契約情報等の公表期間は、原則として、それぞれ次の各号に定めるところによる。

- (1) 第3条、第4条及び第5条(2)に規定する事項については、その入札が執行された日(開札日又は入札の取止め若しくは入札の中止した日)の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

- (2) 第5条(1)及び第5条の2(1)に規定する事項については、当該年度の3月31日までとする。
- (3) 第5条(3)に規定する事項については、その契約がなされた日の属する年度の翌年度から起算して5年間とする。

附 則

- 1 この要領は、平成10年3月2日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成10年3月1日までに執行された入札については、なお従前の例による。
- 3 第3条の規定にかかわらず、当分の間、指名業者名については、指名通知を発した後、公表するものとする。この場合の閲覧簿の様式については、電子計算システムによる建設情報管理事務処理要領による様式第11号(4)の入札被指名業者表を使用するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成18年4月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成18年3月31日までに執行された入札については、なお従前の例による。
- 3 第4条の規定にかかわらず、紙入札方式による指名業者名については、指名通知(一般競争入札にあつては「入札参加資格確認結果通知」、随意契約にあつては「見積もり依頼書」)を発した後、公表するものとする。

附 則

- 1 この要領は、平成19年4月1日から適用する。
- 2 平成10年3月2日施行の附則第3項及び平成18年4月1日施行の附則第3項を削る。

附 則

- 1 この要領は、平成20年3月31日から適用する。

附 則

- 1 この要領は、平成27年3月1日から適用する。
- 2 前項の規定にかかわらず、平成27年2月28日までに公告又は指名通知した競争入札及び随意契約に係る見積書徴取については従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、平成30年2月19日から適用する。
- 2 議決条例の対象となる建設工事等については、平成30年2月定例会に付議する案件から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和3年2月15日から適用する。